

水田活用直接支払交付金の交付対象水田について

交付対象水田の現行ルール

(要綱の抜粋)

1. 交付対象水田の整理・更新

地域農業再生協議会は、毎年7月1日現在で、水田活用直接支払交付金の交付対象とする農地（交付対象水田）を明確にした水田台帳等を整理する。

2. 交付対象水田の範囲

前年度に交付対象水田としたものから、以下に該当するものを除く。

- ・ 現況において非農地に転用された土地
- ・ 3年間連続して作物の作付けが行われていない農地
- ・ 畑地化し水田機能を喪失する等水稻の作付けが困難な農地として、次にいずれかに該当するもの
 - ① たん水設備（畦畔等）を有しない農地
 - ② 用水供給設備（用水路等）を有しない農地

[昨年秋に決定した方針]

- ・ 5年間に一度も水張り（水稻作付）※が行われていない農地

※ 「今後5年間に一度も水張り、すなわち水稻の作付けが行われない農地は交付の対象としない。」

(令和3年12月22日 (参)農林水産委員会において金子大臣答弁)

5年水張りルールの具体化

- ・ 5年間に一度も水張りが行われていない農地は交付対象としない

〔目的〕

- ・ 転換作物が固定化している水田は、畑地化を促す
- ・ 水田機能を有する農地において転換作物の生産を行う場合は、ブロックローテーション体系の再構築を促す

- ・ ただし、以下に該当するものは、5年間に一度も水張りが行われない場合であっても交付対象水田から除外しない。

- ① 災害復旧に関連する事業が実施されている場合
- ② 基盤整備に関連する事業が実施されている場合

※ ①、②のいずれの場合も、過去の作付けの実績及び将来の作付計画等から、確実に水張りを行うことが確認できる場合は、交付対象とする。

- ・ 水張りは、水稻作付けにより確認することを基本とする。
- ・ ただし、以下のすべてに該当する場合は水張りを行ったとみなす。

- ① 湛水管理を1か月以上行う
- ② 連作障害による収量低下が発生していない

※ 5年を超える間隔でブロックローテーションに取り組んでいるケースについては、実例の検証を継続。

水稲作付以外による水張りの「一定期間」の考え方について（連作障害軽減の観点）

- 同一作物の作付頻度が増加すると、病害虫の多発による収量・品質の低下などの「連作障害」が発生。
- 田畑輪換によって畑地雑草及び畑作物の病害虫被害が大幅に軽減されることが知られているが、一定期間の湛水処理にも同様の効果が期待できる場合がある。
- 湛水処理に必要な期間は、対象とする作物、対象病害虫、土壌条件や処理を行う地温・水温、季節によっても異なるが、過去の試験研究成果によれば、1～4か月程度の湛水を行うことで効果があったという研究事例がある。

○ 湛水処理による畑地における試験研究成果の例（カッコ内は試験地）

・コムギ立枯病に関する研究①（茨城県）

立枯病防除のためには、夏期に40日から80日程度の連続湛水が必要であり、湛水が不完全であると圃場内の発病域が拡散される可能性が示唆された。

出典：「圃場の湛水によるコムギ立枯病防除効果」茨城県病害虫研究会報（1993）

・コムギ立枯病に関する研究②（北海道）

立枯病防除のためには、少なくとも20日以上、激発畑では30日程度の夏期の湛水により被害が軽減した。

出典：「小麦立枯病の発生生態解明と防除法確立試験」北海道北見農試病中予察科（1988）

・ダイズシストセンチュウに関する研究（秋田県）

5～9月の4ヶ月間の湛水により単年でもシストセンチュウの密度低下に有効な効果が認められた。

出典：「ダイズシストセンチュウ汚染土壌への湛水処理並びに堆肥施用が大豆品種の生育・収量に及ぼす影響」日作東北支部報（1983）、東北農業試験場、農業研究センター

6～7月の2ヶ月間の単年の湛水であってもシストセンチュウの密度低下が低下し、3か月程度の累年の湛水により防除に極めて有効な効果が認められた。

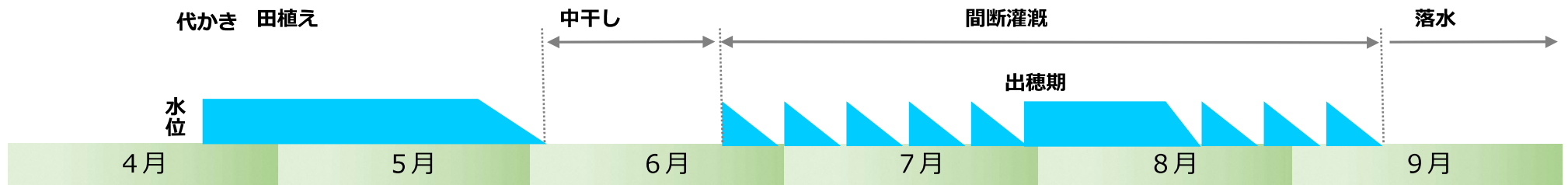
出典：「ダイズシストセンチュウの動態に対する累年湛水処理の影響」日作東北支部報（1987）、東北農業試験場、農業研究センター

・ダイズ白絹病に関する研究（広島県）

ダイズ播種前（6月下旬）に1ヶ月間湛水を行うことで、白絹病の発生を抑制できることが確認された。

出典：「短期湛水処理によるダイズ白絹病の発生制御法の開発」近畿中国四国農業研究センター（1998）

○ 移植栽培の湛水状況のイメージ



5月の田植えから9月上旬の落水まで約4か月間湛水

① 畑地化促進事業

【令和4年度補正予算：250億円】

- 水田を畑地化して畑作物の本作化に取り組む農業者に対して、畑地利用への円滑な移行を促し、畑作物の需要に応じた生産を促進することを目的として、畑作物の生産が安定するまでの一定期間、継続的に支援（伴走支援）するメニューを新設。
- また、畑作物の産地形成に取り組む地域を対象に、関係者間での調整や畑地化に伴う費用負担（土地改良区の地区除外決済金等）等に要する経費を支援するメニューを新設。

※ 農業者単位等で、取組面積等の評価基準（ポイント）に基づき、予算の範囲内で採択。

畑地化支援・定着促進支援・決済金等支援

- ①畑地化支援：水田における畑地化の取組（注1）を支援
- ②定着促進支援：水田を畑地化して、高収益作物やその他の畑作物の定着等を図る農業者を、作付面積に応じて、5年間支援（①とセットで支援）

対象作物	畑地化支援（注2）	定着促進支援（注3）
高収益作物 （野菜、果樹、花き等）	17.5万円/10a	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2.0(3.0※1)万円/10a×5年間 または ・ 10.0(15.0※1)万円/10a（一括）
畑作物 （麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、そば等）	14.0万円/10a	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2.0万円/10a×5年間 または ・ 10.0万円/10a（一括）

注1 畑地化は、交付対象水田から除外する取組を指す。（地目の変更を求めるものではない。）
 注2 令和5年度における取組が対象。
 注3 令和4年度または5年度において、畑地化した面積全体が対象。

③土地改良区決済金等支援

令和5年度に畑地化に取り組むことを約束した農業者に対して、畑地化に伴い土地改良区に支払う必要が生じる経費（地区除外決済金や協力金）を支援（定額（上限25万円/10a））

体制構築支援

○産地づくりに向けた体制構築支援

畑作物の産地形成に取り組む地域を対象に、地域でまとまった畑地化やブロックローテーションの体制構築等のための調整（現地確認や打合せなど（注4））に要する経費を支援（定額（1協議会当たり上限300万円））



畑地化・ブロックローテーションの構築に向けた話し合い等の必要経費を定額で支援

注4 畑地化（交付対象水田からの除外）に際しては、**借地の場合には、賃借人（耕作者）が土地所有者の理解を得ることが必要。**地域再生協議会において、土地所有者を含めた地域の関係者に対する理解の醸成等の取組を進めていくことが重要。

② 畑作物産地形成促進事業（旧水田リノベーション事業）の概要

【令和4年度補正予算：300億円】

- 水田における畑作物の導入・定着により、水田農業を需要拡大が期待される畑作物を生産する農業へと転換するため、麦・大豆、高収益作物、子実用とうもろこしの低コスト生産等に取り組む生産者を支援。
- 低コスト生産等に係るメニューについて、畑作物の生産拡大に資する選択肢を拡充・重点化するとともに、採択にあたっては、畑地化やブロックローテーションに積極的に取り組む産地を高く評価。

※ 地域協議会単位で、取組面積等の評価基準（ポイント）に基づき、予算の範囲内で採択。

支援内容

1. 対象作物:

麦・大豆、高収益作物(加工・業務用野菜等)、
子実用とうもろこし

※加工用米、新市場開拓用米に対する支援は、令和5年度当初予算において検討。

2. 助成単価:

4万円(4.5万円※)/10a

※令和6年度に畑地化に取り組む場合

3. 主な要件:

- ・実需者との結び付き(産地・実需協働プランの策定)
- ・低コスト生産等の取組の実施(3つ以上の技術導入)

4. 前年度からの主な見直し事項:

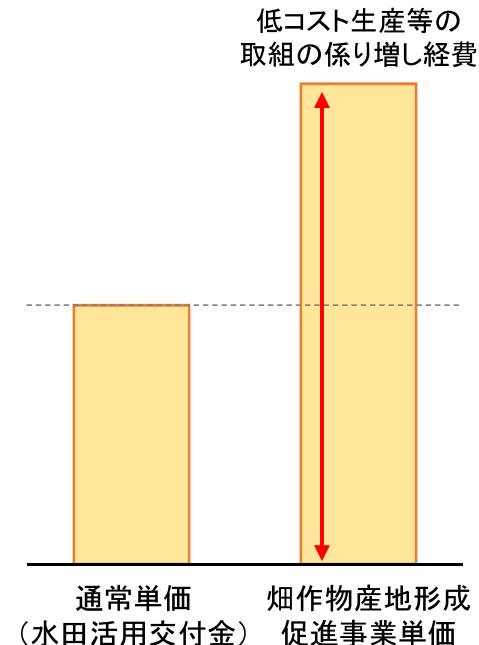
- ・低コスト生産等に係る取組メニューについて、排水対策(明渠、暗渠の整備)や土層改良(客土)など、畑作物の転換促進に資する選択肢を拡充・重点化
- ・採択基準について、畑地化やブロックローテーションに積極的に取り組む産地を高く評価

従来と同様

生産者向け支援のイメージ

・支援を受けるために必要な取組

- ① 実需者との結び付き
- ② 低コスト生産等の取組の実施



【低コスト生産等の取組例】



排水対策



大豆300A技術



土壤診断に基づく施肥等

福島県高付加価値産地展開支援事業

【令和4年度概算決定額 5,180 (5,180) 百万円】

<対策のポイント>

被災12市町村の営農再開の加速化に向け、市町村を越えて広域的に生産、加工等が一体となった高付加価値生産等を展開する産地の創出に必要な取組を支援します。

<政策目標>

被災12市町村において、令和12年度までに加工品を含め80億円を産出する産地の創出に向け、令和7年度までに産出額の3割を達成する。

<事業の内容>

被災12市町村では、原子力発電所事故から9年以上を経てもなお営農再開率が事故前の約3割にとどまっています。営農再開の加速化に向けて、地域外からの参入も含め農業者の再開意欲を高めていくためには、生産すれば売れる環境の形成が不可欠となっています。このため、市町村を越えて広域的に生産、加工等が一体となった高付加価値生産等を展開する産地の創出に必要な以下の取組を支援します。

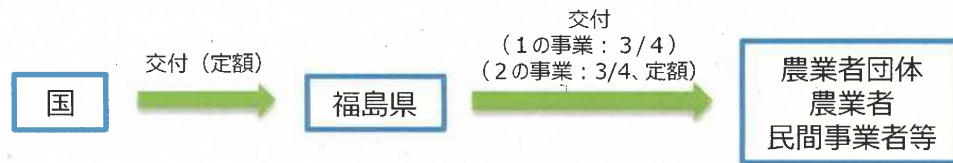
1. 整備事業

高付加価値産地の拠点となる**集出荷施設、乾燥貯蔵施設、冷凍・加工施設、育苗施設、畜産関連施設**等を支援します。

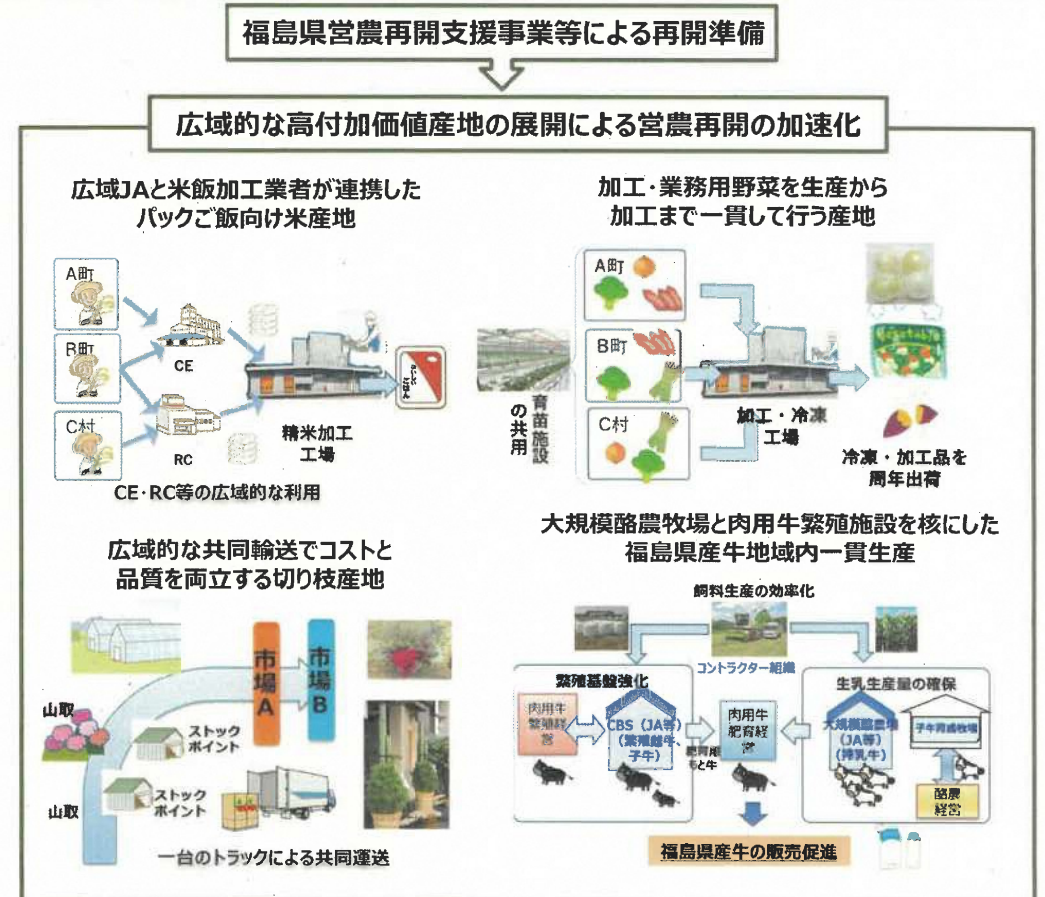
2. 推進事業

高付加価値産地の展開に必要な、**機械リース、生産資材や家畜の導入、高収益作物の導入や新たな栽培技術及びICTの導入**等に向けた調査・検証、**出荷規格の統一や効率的な出荷体制の構築**に向けた調査・検証、**福島県産牛の一貫体制の構築**に向けた**耕畜連携の推進、コントラクターの育成**等を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

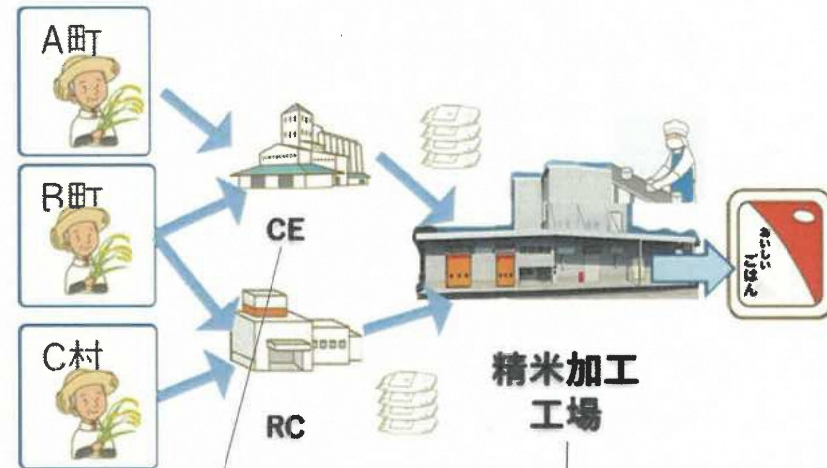
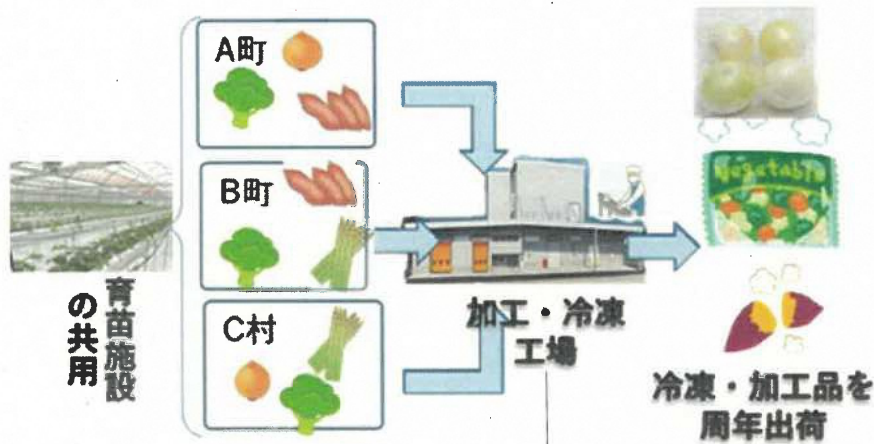


【お問い合わせ先】 農産局総務課生産推進室 (03-3502-5945)

福島県高付加価値産地展開支援事業で整備予定の主な施設

加工・業務用野菜を生産から加工まで一貫して行う産地

広域JAと米飯加工業者が連携したパックご飯向け米産地



カット野菜工場（富岡町）
対象品目
たまねぎ、ブロッコリー、ねぎ、
かんしょなど

カントリーエレベータ・
自動ラック式倉庫
（相馬市）

パックライス製造工場
（楡葉町）